

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	健康増進課	検索番号	6 - 7
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	26 - 2		
許認可等	原子爆弾小頭症手当の支給				

(根拠規定)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)

(原子爆弾小頭症手当の支給)

第二十六条 都道府県知事は、被爆者であつて、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者であるもの(小頭症による厚生労働省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害がない者を除く。)に対し、原子爆弾小頭症手当を支給する。

2 前項に規定する者は、原子爆弾小頭症手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。(後略)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)

(厚生労働省令で定める精神上又は身体上の障害)

第四十七条 法第二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の状態の障害とする。

(認定)

第四十八条 法第二十六条第二項の認定の申請は、原子爆弾小頭症手当認定申請書(様式第十五号)に、前条に規定する障害を伴う小頭症についての法第十二条第一項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書(様式第十六号)を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない。ただし、法第十一条第一項の規定により認定を受けた者であつて、当該認定に係る疾病が小頭症であるものは、診断書を添えることを要しない。

(許認可等の基準)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく許認可等の事務処理基準の設定について(平成17年4月1日付け17健第349号保健福祉部長通知)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分基準は別添のとおりとする。

なお、本通知において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を「法」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)を「政令」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)を「省令」と、それぞれ省略する。また、法第1条に掲げる各号の1に該当する者であつて被爆者健康手帳の交付を受けた者を「被爆者」、法第12条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「指定医療機関」、法第19条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「被爆者一般疾病医療機関」と、それぞれ省略する。

原子爆弾小頭症手当の支給について(法第26条第2項)

1 原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者であるかどうかの判断については、次によること。

(1) 疾病の名称 近距離早期胎内被爆症候群

(2) 疾病の定義

本症は胎齢早期に爆心地近くで直接被爆し、大量に放射線を浴びた胎内被爆者で次の症候をそなえたもの

ア 頭 囲 頭囲が正常者にくらべて、異常に小さいもの

イ 知能発育障害 知的障害の認められるもの

ウ その他 直接又は間接に胎内被爆と関係があつて医療の対象となる疾病があるもの

(注)1 原爆小頭症は、胎齢15週以内1.5キロメートル以内の被爆例に頻度が有意に高いが、胎齢40週3.0キロメートル被爆例の中にも事例がある。

2 長崎にみられる原爆小頭症の場合は、原子爆弾の特殊性(線が多く広島と同一距離で被爆した

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	6 - 7
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	26 - 2	
許認可等	原子爆弾小頭症手当の支給(2)			
<p>場合でも放射線量は広島より高い)から遠距離被爆でも多く認められた事例があるので、考慮を要する。</p> <p>2 省令第48条の規定により原子爆弾小頭症手当認定申請書に添えるべき診断書は、指定医療機関の医師の作成に係るものであるが、やむを得ない理由があると認めるときは、被爆者一般疾病医療機関の医師の作成に係るものをもってこれにかえさせることができるものであること。</p> <p>3 法第11条第1項の認定を受けた者であって、当該認定に係る疾病が小頭症であるもの(認定疾病名が近距離早期胎内被爆症候群であるものを含む。)は、省令第48条の規定により原子爆弾小頭症手当認定申請書に診断書を添えることを要しないものであること。</p>				